



改悪介護保険法—この10月から利用者負担アップ

介護保険

必要な介護を保障する市独自の措置を

9月議会・本会議(10月3日) 中原ひろみ議員の一般質問

改悪介護保険法の成立からわずか4か月。現場の混乱と利用者の不安のなか、この10月から施設入所(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)の居住費・食費が、原則として全額自己負担となり(短期入所のショートステイにも適用)、デイサービス、デイケアなど通所サービスの食費も全額自己負担となりました。日本共産党市議団は、今回の利用者負担増により、必要な介護が受けられない事態とならないよう市独自の低所得者対策を求めました。

軽減割合を元に戻すべき
社会福祉法人の軽減制度

改悪介護保険法は、施設入所の居住費・食費を原則、全額自己負担にするとともに、「低所得者対策」として、新たに「利用者負担段階」による負担限度額(左下表)を定めました。

しかし、この負担限度額では利用者負担第3段階と第4段階の人は負担増となるため、第3段階のとりわけ低所得者の負担軽減として、社会福祉法人と行政の負担による利用者負担軽減制度の対象が拡大(※)。同時に、軽減割合が2分の1から4分の1(自己負担が5%から7.5%にアップ)となりました。

中原議員は、松本市のように市独自に軽減割合を元に戻すよう要望。松井正治社会局長は、「全て一般財源の負担となるため、厳しい財政状況の中では困難」と答えました。

※ 収入要件を現行の114万円以下から150万円以下に緩和

国保のように

市独自の保険料軽減を

中原議員は、「899円値上げされた介護保険料が高すぎて払えない」という切実な声を

紹介し、国民健康保険と同様に、保険料を減額する申請減免制度を創設すべきと提案。

松井社会局長は、「第1号被保険者(65歳以上)の保険料は所得に応じた負担。減免の財源は、保険料に上乗せとなる」と述べ、一般財源の繰り入れによる減免はできないとする従来の姿勢を崩しませんでした。

厚生委員会(10月6日)では藤井とし子議員が、「施設利用料の他、介護保険料、健康保険料、医療費の1割を、年金だけ

では払えない人が出てくる」と指摘し、市独自の低所得者対策を再度要望しましたが、市は、「市独自では困難」との姿勢に終始しました。

居住費・食費の負担軽減
市「さかのぼって適用する」

新設された居住費・食費の負担軽減制度は、本人が申請しないと利用できません。

しかし、施設入所者が区役所に申請に行けない場合も多く、

ケアマネージャーが代わりに申請するなど、現場は大変な状況です。

一般質問で中原議員は、行政が責任を持って制度の周知を図るよう要望。厚生委員会では藤井議員が、「制度変更で現場が混乱しているが、申請が遅れてもさかのぼって適用されるのか」と質問しました。

市は、「10月1日にさかのぼって適用するが、11月1日以降の申請だと、後で払い戻しする償還払いとなる」と答えました。

数字で見る

介護保険法改悪による影響

広島市の場合

(数字は市答弁)

●利用料負担が増える人 約3,500人

利用料負担が増える利用者負担第3段階と第4段階の人は、施設入所者約6,400人(今年7月時点)のうち約3,500人。とりわけ月額15,000円の負担増となる第3段階の人は約1,100人(見込)。

●施設の退所を迫られる人 約450人

施設入所者のうち要介護1は約600人。その7割～8割の人が要支援になると想定すると、施設退所を迫られるのは約450人(3年間の経過措置後)。

●保険給付から外される額 今年度9億円 来年度22億円

改悪による今年度分の給付減は約9億円(※)。今年度分を通常ベースに置き換えると、来年度は約22億円の給付減。※居住費3億円減、食費13億円減、低所得者負担軽減7億円増で合計9億円減

居住費・食費の負担軽減制度 (広島市ホームページより)

対象者	利用者負担段階	1日の負担限度額	
		居住費	食費
生活保護を受けている人	第1段階	0円	300円
	第2段階	320円	合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人
			合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円を超える人
第3段階	320円	650円	
市民税課税世帯の人	第4段階(基準額)	320円	1,380円

介護保険施設の多床室(相部屋)に入所の場合。第4段階の金額は、基準額として国が示しているもの。



いっそう問われる市の障害者施策

市長「経済的自立の支援」に言及

障害が重い人ほど経済的負担が重く

障害者「自立支援」法案は10月31日、かつて国会が経験したことのない障害者の注目の中、自民党、公明党などの賛成多数で衆院本会議で可決され(日本共産党、民主党、社民党は反対)、来年4月1日から施行されます。これにより、障害者の福祉、医療サービスに自己負担(1割)が導入され、障害が重くサービスを必要とする人ほど重い負担となります。

中原議員は一般質問で、障害者のほとんどは障害者基礎年金(1級で月83,000円、2級で月66,000円)しか収入がないのに、同法案では、作業所に通うだけで工賃をはるかに上回る利用料を自己負担することになると強調。「障害ゆえの苦しみをさらに増幅させる」と同法案を厳しく批判し、慎重な審議を国に申し入れるよう要望しました。

市の責任・負担もこれまで以上に重い

「自立支援」法は、これまで各福祉法によって都道府県と市町村に分かれていた障害施策の実施主体を市町村に一元化し、障害認定から自立支援計画の策定、サービスの提供まで各自治体の責任でおこなうとしています。実施にあたっては市町村ごとに「障害者計画」を作成することが義務化されます。

市が現在策定中の新障害者基本計画にも、「自立支援法」が反映されることとなります。秋葉市長は、中原議員の一般質問への答弁で、「経済的な側面を含め、障害者が自立して生活できることを基本に支援することが重要」と述べました。市長の答弁通り、「すべての障害者が生きがいを持ち幸せに暮らせる社会」が実現できるかどうか、今後、市の責任が一層問われます。

▽支援費制度の居宅サービス利用者数(今年7月)

実利用者 1,659人

サービスごとの延べ利用者数 1,959人

延べ利用者数の内訳

ホームヘルプ1,268人 デイサービス295人

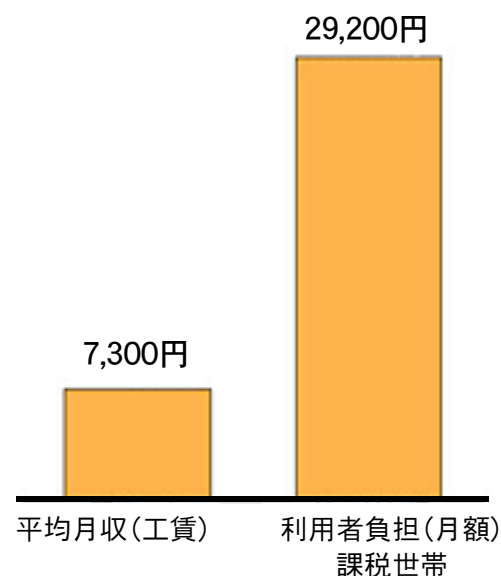
ショートステイ340人 グループホーム56人

そのうち利用者負担のない居宅サービス実利用者 66%

中原ひろみ議員の一般質問と市答弁を、市議団ホームページに全文掲載しています。市議団ホームページは、YAHOOやGoogleなどで「共産党広島市議団」で検索するとヒットします。

工賃の4倍もの利用料を払うことに

現在、95%の障害者が「無料」で作業所に通っています



平均工賃額は2005年小規模作業所実態調査(きょうされん)から。利用者負担額は厚生省資料から。

市長答弁 「経済的側面含め自立して生活できるように支援すること重要」

【障害者施策の推進に関する基本的な考え方について】

活力ある地域社会を築いていくためには、障害者が社会の建設的な構成員として自己選択と自己決定のもとに社会の様々な活動に参画し、その能力を最大限に発揮するとともに全ての市民が互いに尊重し支えあうことが必要。そのためには、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している要因を取り除き、経済的な側面を含め、障害者が住みなれた地域において自立して生活できることを基本に支援することが重要。

こうした考え方に基づき、新障害者基本計画の策定を進めており、①市民が安全に安心して生活するためのソフト、ハード両面にわたる社会のより一層のバリアフリー化の推進、②地域における障害者一人ひとりのニーズに対応した自立の支援—を基本的な視点として検討したい。市議会や市民の意見を聴きながら、今年度末までにとりまとめる予定で、策定後は計画に基づき、障害者の実態に即した施策を着実に推進し、すべての障害者が生きがいを持ち幸せに暮らせる社会の実現に向け取り組んでいきたい。